

令和２年度 繰越明許・令和３年度
かつらぎ西部公園パークゴルフ場整備（その２）工事

特 記 仕 様 書

かつらぎ町役場 建設課

第1章 総 則

本工事の施工に当たっては、「和歌山県土木請負工事必携」に基づいて実施する。
同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 工事場所 : 伊都郡かつらぎ町大字 窪外 地内
2. 工事概要 : この工事の概要は次のとおりである。
公園整備工 一式
3. 工事数量 : 別紙工事数量総括表のとおりである。

第3章 一般事項

1. 工事用地等の使用（工事用地区域外への立ち入り）
請負者は、工事用地区域外へ立ち入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。又、立ち入り後は所有者の要望通りに請負者が責任を持って対応すること。尚、その費用については請負者の負担とする。
2. 県産品建設資材の利用拡大
一般資材において、規格・品質が条件を満足するものについては、県内製品の優先使用に努めること。
3. 現場における責任の明確化について
現場代理人、主任（監督）技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、腕章を着用すること。

第4章 現場条件

1. 基礎地盤の支持力に関する確認
請負者は、構造物工の基礎地盤の支持力の確認を行うこと。尚、支持力が十分でない場合は監督員と協議するものとする。
2. 第三者に対する措置
 - （1）現場出入口、現場内道路において、重機等大型車の通行に十分注意を払い、一般通行車の安全に万全を期すこと。
特に町道・県道・国道を走行時には注意を払うこと。
 - （2）請負者は施工前に、地元関係者に通知すると共に看板等安全施設を十分に設置すること。
 - （3）地元車両は、優先的に通行させること。
 - （4）施工箇所が供用部と隣接しているため、掘削、盛土等の施工にあたっては、土砂等が耕作地に落ちることのないよう十分注意すること。
また、降雨等により土砂が供用部に流入しないよう十分な排水対策を行うこと。

第5章 施 工

1. 一般事項

工事測量及び設計図書の照合

工事契約後直ちに測量を実施し、設計書及び図面と現地との間に相違があった時は速やかに監督員に報告し、打ち合わせの上適切な処置をとらなければならない。但し、相当の事由が発生しない限り変更対象としない。

尚、報告を怠って工事を実施したために損害が生じた場合は請負者の負担とする。

立木伐採及び処理について

工事施工に際し、丁張り設置後支障となる立木が発生した場合は、直ちに監督員に報告すると共にその伐採及び処理については、地権者の要望通りに請負者が責任を持って対応すること。尚、その費用については請負者の負担とする。

2. 土 工

(1) 一般事項

土工の施工に当たっては、降雨等により土砂が流出する事の無いよう十分排水対策を行った上で施工を進めること。

工事完成断面においても、降雨の排水を十分考慮し法面が荒れないような処理を行っておくこと。

(2) 構造物取壊

取壊し着手前に、取壊し量が確認出来るよう展開図を作成し、写真で管理すること。

(3) 埋戻

埋戻箇所は振動コンパクトで十分締固し、入念に施工すること。

また、水路際など下がりやすい場所については、十分注意し施工すること。

3. 植 栽 工・舗 装 工

(1) 本作業において、造園技能士が工事現場に常駐し作業指導を行うものとし、事前に資格証の写し等を監督員等に提出すること。

(2) 張芝工においては、引渡し時にグリーン及びフェアウェイ等のコース形状が分かるよう、刈込もしくは明示するものとする。

第6章 施工管理

1. 施工管理基準

(1) 本工事の施工管理は、「和歌山県土木工事施工管理基準」「当該工事施工要領」によるものとする。

第7章 条件変更の補足事項

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 地下埋設物の出現
- (2) 異常な湧水
- (3) その他やむを得ないと判断される事項

第8章 残土及び建設副産物について

1. 請負者は、建設発生土については監督員の指示のもと、搬出すること。
なお、搬出については建設発生土搬入の要項に基づき搬出するものとする。
2. 請負者は、本工事の施工により発生する建設副産物を、再資源化施設（株）共栄産業：かつらぎ町志賀 641-1）に搬出するものとする。
3. 請負者は、再資源化処理業者及び最終処分業者と書面にて委託契約を締結し、契約書の写し、受入伝票の原稿を監督員に提出し、マニフェストのA票及びD票もしくはE票の原稿を監督員に提出し確認を受けるものとする。又、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
4. 請負者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を作成するものとする。再生資源利用【促進】計画は、施工計画書に含めて提出するものとする。作成した再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、自社においても保管するものとする。尚、工事完了後すみやかに「建設リサイクルデータ統合システム－CREDAＳ－」にて入力したデータを監督員に提出するものとする。

第9章 その他

1. この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議するものとする。
2. 工事施工にあたり、道路、その他構造物に損害を与えないように十分注意して施工を行うこと。
工事施工により用地及び埋設管の破損、又はその他の物件を破損した場合は、原形の状態に速やかに復旧し、監督員の検査を受けること。
ただし、復旧費用は請負者の負担とする。
3. 設計図面の訂正及び変更については、請負者が責任を持って必ず対応すること。
4. 工事前に測量杭及び地籍杭や明示杭の控え杭をとり、施工後各測点杭、地籍杭、明示杭、を座標により復元すること。
5. 農繁期や日曜、祝祭日の工事については、監督員、地元関係者と十分協議すること。
6. 本路線の路面清掃及び側溝清掃を必ず行うこと。また監督員から指示があった場合は請負者が責任を持って速やかに対応すること。
7. 本工事は、上下水道課発注の工事と工事個所及び工期が重複している場合は、上下水道課関係業者等と十分協議すること。
8. 工事現場への進入道路については、請負者が周辺住民に誠意を持って対応し必要な説明等を行い進入道路の確保を行うこと。又、進入道路確保により用地及び埋設管の破損、又はその他の物件を破損した場合は、原形の状態に速やかに復旧し、監督員の検査を受けること。ただし、復旧費用は請負者の負担とする。
9. 隣接する公共工事の発注者及び請負者と密に打合せをし、両工事が滞る事のないよう円滑に工事を進めるように誠意を持って協議し、内容を打

合せ簿にて監督員に報告すること。尚、協議等を怠って工事を実施したために損害が生じた場合は請負者の負担とする。

10. 工事施工に伴う次の関係機関と十分に協議を行い、関係機関と協議した内容を打合簿にて監督員に報告すること。尚、関係機関との協議を怠って工事を実施したために損害が生じた場合は請負者の負担とする。

11. 新型コロナウイルス感染症に対し、工事現場等において感染予防の対応を徹底すること。

万一、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があると判明した場合はすみやかに発注者に報告するとともに、適切な措置を講じること。

- (1) かつらぎ警察署
- (2) 伊都消防組合
- (3) かつらぎ町役場住民福祉課
- (4) かつらぎ町役場教育委員会
- (5) かつらぎ町役場生涯学習課
- (6) かつらぎ町役場総務課
- (7) かつらぎ町上下水道課
- (8) 紀ノ川流域下水道 伊都浄化センター
- (9) その他関係機関